

Quality Plus

クオリティ プラス

- 1** 万一の保障に加え、**生活障害状態**などの**生存中のリスク**にそなえることができます。
- 2** **最短55歳満了～最長95歳満了**までニーズに応じた保険期間をお選びいただけます。
- 3** 急な資金ニーズには、期間の経過に応じた解約返戻金をご活用いただけます。

【ご契約例】

性別・年齢：男性・55歳 保険期間／保険料払込期間：95歳満了 保険金額：1億円 年払保険料：4,291,700円



※商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

●保険金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金および保険金額は、下記のとおりとなります。

お支払事由	お支払いする保険金	お支払額
死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
所定の高度障害状態となられたとき、 または所定の生活障害状態が180日以上継続し、終身回復の見込みがないと医師により診断確定されたとき	生活障害保険金	

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金と生活障害保険金は重複してお支払いしません。

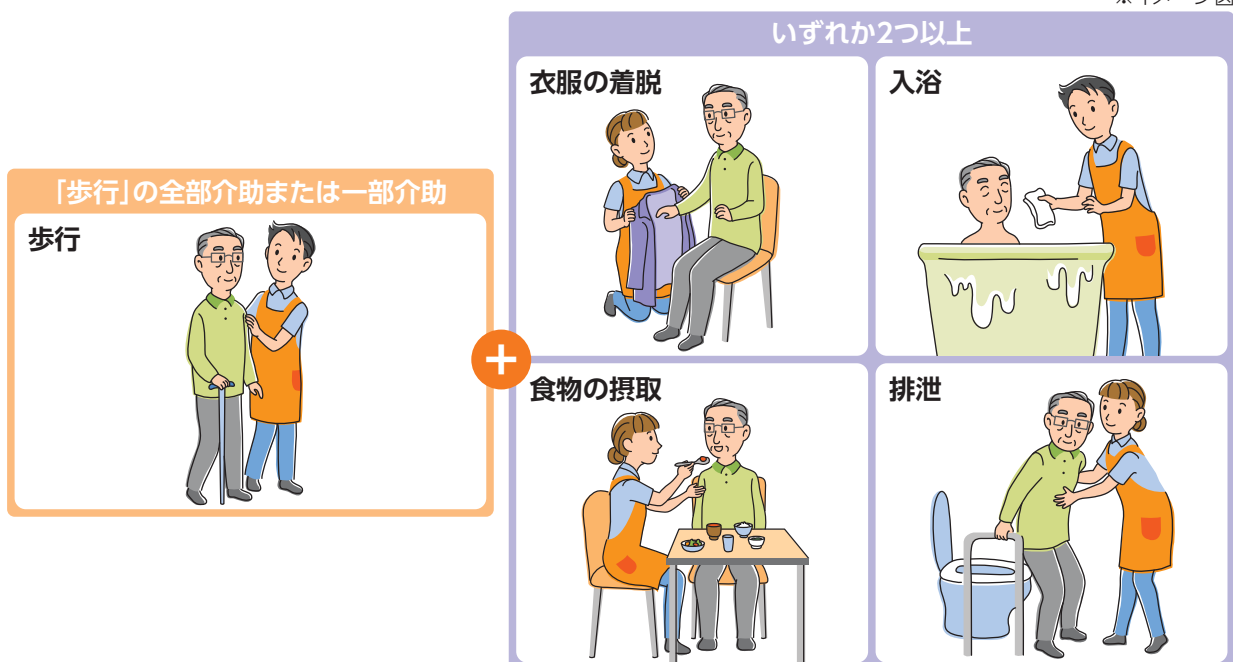
●生活障害保険金のお支払事由

生活障害保険金のお支払いの対象となる「生活障害状態」とは、以下の **1 要介助** または **2 認知症** のいずれかに該当したときをいいます。

1 要介助

「歩行」の全部介助または一部介助の状態にくわえ、「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄」のいずれか2つ以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

※イメージ図



2 認知症

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

※「生活障害保険金」の支払事由は、公的介護保険制度における要介護認定や身体障害者福祉法における身体障害者手帳の交付基準とは異なります。「生活障害保険金」の支払事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●契約者貸付

解約返戻金の一定の範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。

急な資金調達が必要になった場合の緊急予備資金として解約返戻金をご活用いただけます。

※貸付金にはエヌエヌ生命所定の利息がかかります。

●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

経過年数	年齢	死亡・生活 障害保険金	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 (B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	56歳	10,000万	4,291,700	1,230,000	28.65%	1,716,680	2,575,020
5年	60歳	10,000万	21,458,500	14,790,000	68.92%	1,716,680	12,875,100
9年	64歳	10,000万	38,625,300	27,950,000	72.36%	1,716,680	23,175,180
10年	65歳	10,000万	42,917,000	31,150,000	72.58%	1,716,680	25,750,200
11年	66歳	10,000万	47,208,700	34,070,000	72.16%	1,716,680	28,325,220
15年	70歳	10,000万	64,375,500	45,110,000	70.07%	1,716,680	38,625,300
20年	75歳	10,000万	85,834,000	57,380,000	66.84%	4,291,700	41,200,320
40年	95歳	10,000万	171,668,000	0	0.00%	8,411,732	0

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

参考 経理処理(法人契約の場合)

●ご契約形態

ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法人	役員	法人

●保険料の経理処理

[例] 70% < 最高解約返戻率 ≤ 85% 保険期間:40年 年払保険料:4,000,000円 の場合

保険期間の当初4割に相当する期間(1年目～16年目)

保険料の3/5を前払保険料として資産計上し、
残額については損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	1,600,000円	現金・預金	4,000,000円
前払保険料	2,400,000円		

保険期間の当初4割経過後～3/4に相当する期間(17年目～30年目)

保険料の全額を損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	4,000,000円	現金・預金	4,000,000円

保険期間の残り1/4に相当する期間(31年目～40年目)

保険料の全額を損金算入するとともに、当初4割相当期間に資産
として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて
均等に取崩し、損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	7,840,000円	現金・預金	4,000,000円
		前払保険料	3,840,000円

※関係法令:法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2

●10年目に死亡保険金を受取った場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は
雑収入として益金に算入します。

[例] 死亡保険金: 100,000,000円

10年目までの前払保険料: 24,000,000円

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	前払保険料	24,000,000円
		雑収入	76,000,000円

●10年目にやむを得ず中途解約された場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は
雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に算入します。

[例] 10年目の解約返戻金: 30,000,000円

10年目までの前払保険料: 24,000,000円

借方		貸方	
現金・預金	30,000,000円	前払保険料	24,000,000円
		雑収入	6,000,000円

税務についてはパンフレットP4の注意事項を必ずご確認ください。

●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～80歳
保険期間/ 保険料払込期間	55歳～95歳満了(歳満了のみ)
保険金額	50万円～9億円(単位:10万円)

※保険金額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>